

## 公益社団法人岩手県青少年育成県民会議会費規程

### (目的)

第1条 この規程は、定款第8条の規定に基づき、会費の納入に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (会費)

第2条 会員は、次の会費（年額）を納入しなければならない。

- (1) 個人正会員 年額 3 千円
- (2) 団体（法人）正会員 年額 6 千円
- (3) 個人賛助会員 年額 1 口 12 千円以上
- (4) 団体（法人）賛助会員 年額 1 口 25 千円以上

### (会費の納期)

第3条 会員は、毎事業年度、6月30日までに、会費年額の全額を納付しなければならない。

### (中途入会の会費及び納期)

第4条 事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の会費は、年額の全額とする。

2 前項の会費の納入は、この法人から入会承認の通知を受けた日から30日以内とする。

### (会費の免除)

第5条 理事会は、次のいずれかに該当する会員については、第1条の規定にかかわらず、会費の免除を議決することができる。

- (1) 国、県及び市町村の行政機関（ただし、独立行政法人及び地方独立行政法人は除く。）
- (2) 免除すべき相当の事由があると認める個人正会員又は団体（法人）正会員
- (3) 名誉会長及び顧問

### (会費の用途)

第6条 第2条の会費は、毎事業年度における合計額の1割以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

### (改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て総会の決議をもって行う。

### 附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成23年6月18日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成24年6月27日から施行する。

